

## アスベスト含有建材大規模物件での改築と解体時の対策

### 1.アスベスト含有建材とは

- ① アスベスト含有建材の分別
  - ・建物を改修、解体等を行う時、アスベスト対策をどのように行うかを検討する場合、使用されているアスベスト含有建材を飛散性アスベストと非飛散性アスベストの区分けすることが、適正な処理の基準となる。
  - ・同じ建材（石綿珪酸カルシウム板）でも飛散性アスベスト建材と非飛散性アスベスト建材の**2種**に分けられる。
- ② 法的解釈
  - ・アスベスト繊維が1%以上含有している製品⇒全てのアスベスト含有製品
  - ・法規によるアスベスト処理対策の誤差がある。
- ③ 国内の処理の実態

首都圏と地方における意識レベルの違い⇒建物所有者(発注者)、行政窓口、工事業  
者(ゼネコン)、周辺住民のアスベスト含有建材の知識不足
- ④ 大型物件におけるアスベスト対策の実態

大型物件と小型物件における意識レベルの違い⇒大型物件は、外部からの監視の目  
があり社会的影響が多いためアスベスト対策も考慮されてきていると思われる。

### 2.解体工事と改修工事の実情

国内では、新しい建物を建てるには、更地の場所は無く古くなった建物の解体が必修であるが、発注者は新しく建てられる建物に対する視点で計画するため、解体する建物の工事内容を真摯に検討されていないと思われる。

又改修工事に於いては、耐震補強工事、設備改修工事の際アスベスト含有建材の存在を見逃して工事を行うことが多い

- ① 解体工事と改修工事におけるアスベスト含有建材の撤去実情
  - ・吹付けスベストの撤去工事に対する施工会社の認識はかなり高いと思われるがアスベスト含有建材の撤去に対する認識はあまり高くない。
- ② 改修工事におけるアスベスト対策の問題点
  - ・アスベスト含有建材の認識が薄く、知らずにアスベスト含有建材を加工している。

### 3.今後の対策

アスベスト含有建材の撤去は、法規制が甘く、又、少ない規制に於いても徹底しておらず野放し状態といつてよいと思われる。